事業主の皆様へ…

正規雇用転換すると国の助成金に上乗せして 一人当たり最大50万円を助成します 中退共制度に加入するとさらに10万円を加算



東京都は国と連携して非正規労働者の正規雇用転換を支援しまず!!

■助成金の概要

東京都では、パートや契約社員、派遣労働者の方といった非正規労働者の正規雇用化を支援するため、国と連携し、国のキャリアアップ助成金(正社員化コース)に上乗せして助成金を支給しています。 さらに、正規雇用等に転換した労働者を中小企業退職金共済制度(以下「中退共制度」という。) に正規雇用の従業員として加入させた事業主に対しては、都が独自に10万円を加算します。

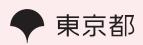
- 1 主な支給要件 〈要件の詳細は「申請の手引き」をご確認ください。〉
- ●東京労働局管内に雇用保険適用事業所があること。
- ●対象となる有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換又は直接雇用(以下「転換等」という)し、 東京労働局より当該労働者にかかるキャリアアップ助成金(正社員化コース)の支給決定を受けること。 ※対象となる有期契約労働者等とは、以下の要件を満たすものをいいます。
 - (ア) 正社員化コースのうち、下表の区分の支給対象となった労働者であること。 (平成28年3月31日以前に転換等した場合は「正規雇用等転換コース」の支給対象となった労働者) (イ) 転換等された日において、東京都内の事業所(出張所・営業所等を含む)で勤務する労働者であること。
- ●中退共制度への加入による加算の適用を受ける場合は、平成28年4月1日以降に当該労働者を転換等し、 中退共制度に正規雇用の従業員として加入させ、当該労働者に係る掛金を継続して支払っていること。

② 支給金額

転換等の区分に応じ、対象となる有期契約労働者等1人当たり、下記に定める金額を事業主に支給します。

区 分	助成額 ()内は大企業の額		☆ ₹4
	国*1	都※2	合 計
有期契約労働者等から正規雇用労働者への転換または直接雇用	60万円(45万円)	50万円 (40万円)	110万円(85万円)
有期契約労働者等から無期雇用労働者への転換または直接雇用	30万円 (22.5万円)	20万円 (15万円)	50万円 (37.5万円)
無期雇用労働者等から正規雇用労働者への転換または直接雇用	30万円 (22.5万円)	30万円 (25万円)	60万円 (47.5万円)

- ※1国のキャリアアップ助成金(正社員化コース)について、転換等された日が平成28年3月以前の労働者の金額は、裏面の厚生労働省ホームページをご確認ください。
- ※2 正規雇用等に転換した労働者を中退共制度に加入させた場合、都の助成額に1人当たり10万円が加算されます。

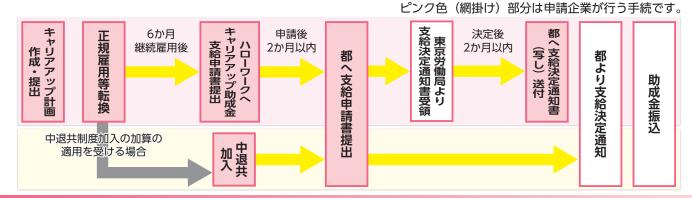




■助成金の手続

転換等を実施した日から継続雇用して6か月経過し、ハローワークにキャリアアップ助成金(正社 員化コース)の**支給申請をした後2か月以内**に東京都に申請してください。

- ※2か月経過後の申請は受け付けられません。
 - (例) 平成28年4月15日にハローワークへ申請した場合、平成28年6月14日までに都へ申請してください。



申請の方法

≪申請書類≫

平成28年度東京都正規雇用転換促進助成金の「申請の手引き」で申請書類をご確認の上、ご用意い ただき、下記担当まで郵送または持参にてご提出ください。

※郵送の場合は、記録が残る簡易書留等の方法により送付してください。

≪受付時間≫

平日の午前8時30分から午後5時15分まで

※詳細については、TOKYOはたらくネット(http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/koyo/hiseiki)をご覧 ください。(本助成金の「申請の手引き」や「各様式」がダウンロードできます)

■が実施するキャリアアップ助成金(正社員化コース)とは…

労働者の意欲向上や 定着が期待できます!!

国が、有期契約労働者等の正規雇用労働者等への転換、または派遣労働者の直接雇用化を行う事業 主に対して助成するもので、有期契約労働者等のより安定度の高い雇用形態への転換を通じたキャリ アアップを目的としています。

※助成金の支給を受けるためには、都道府県労働局よりキャリアアップ計画の認定を受けるほか、所定の手続 が必要となります。

詳細についてはこちら ▶「厚生労働省」http://www.mhlw.go.jp/

項目「政策について」〉「分野別の政策一覧」〉「雇用・労働」〉「非正規雇用(有期・パート・派遣労働)」〉「事業主の方へ」〉「キャリアアップ助成金」

中小企業退職金共済制度(中退共制度)とは・・・

中小企業の安定した 雇用環境を後押しします!

中小企業者の相互共済と国の援助で退職金制度を確立し、これによって中小企業の従業員の福祉の 増進と、中小企業の振興に寄与することを目的としています。

事業主が中退共本部と退職金共済契約を結び、毎月の掛金を金融機関に納付します。従業員が退職 したときは、その従業員に中退共本部から退職金が直接支払われます。

詳細についてはこちら ▶ 「中小企業退職金共済事業本部」 http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/

申請受付き問い合わせる

TOKYO働き方改革・正規雇用化推進窓口

正な採用選考を実施するよう事業主の皆様のご理解とご協力をお願いしています。

(正規雇用転換促進助成金担当)

〒160-0021 東京都新宿区歌舞伎町2-42-10 5階

電話 03 (6205) 6702

東京都では、就職の機会均等を確保するために、本人の適性と能力に基づく公

